



2021年3月1日

各 位

会社名 クックビズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長CEO 藪ノ 賢次  
(コード: 6558 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員 岡本 哲郎  
(TEL. 06-7777-2133)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について2021年2月19日に開催の第13期定時株主総会に付議することに決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。尚、この定款変更の議案は株主総会にて決議しております。

#### 1. 変更の理由

- (1) 会社法改正により記載が不要となった第10条(株券の不発行)の条文を削除するものであります。
- (2) CEO、COO、CFOの役職廃止に伴い、第14条(招集権者及び議長)、第21条(代表取締役及び役付取締役)、第22条(取締役会の招集権者及び議長)について、変更を行うものであります。
- (3) 第26条(取締役会議事録)の条文を追加し、不要となる条文の削除による条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) その他、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(株券の不発行) 第10条 当会社の株式については、株券を発行しない。	(削除)
第11条～第14条 (条文省略)	第10条～第13条 (現行通り)
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役最高経営責任者(CEO)</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役最高経営責任者(CEO)</u> に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第16条～第21条 (条文省略)	第15条～第20条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 <u>取締役会の決議をもって、当会社の業務執行の統括の任に当たるべき取締役として、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役最高経営責任者（CEO）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役最高経営責任者（CEO）</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第25条 （条文省略）</p> <p><u>(取締役会規則)</u> 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による</p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第38条 当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「<u>監査役会規則</u>」による。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第24条 （現行通り）</p> <p><u>(取締役会規程)</u> 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p><u>(取締役会議事録)</u> 第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第38条 当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「<u>監査役会規程</u>」による。</p>

以上